

# 見積等により市が決定した資材単価及び歩掛の提示について お 知 ら せ

平成26年8月13日  
瀬戸内市契約管財課

見積等により市が決定した資材単価及び歩掛については、従来提示していなかったところですが、予定価格の算出根拠の一層の透明性、客観性向上のため、「見積参考資料」として原則提示することとしましたのでお知らせします。

## 1 対 象

産業建設部、上下水道部が発注する全ての工事及び委託（建築関係はいずれも除く）に係る見積等により市が決定した資材単価及び歩掛。

## 2 時 期

平成26年8月1日以降、入札公告、指名通知を行うもの又は随意契約のための見積書を徴するものから適用します。

## 3 方 法

### (1) 資材単価

見積りやカタログ等により市が決定した単価について、見積参考資料として「決定単価一覧表（見積り）」を追加添付して提示します。

### (2) 歩掛

見積りや協会資料等により市が決定した歩掛について、見積参考資料として「施工代価表」に提示します。

なお、県が公表している積算基準関係の公表図書に記載された歩掛は提示しません。

## 4 問い合わせ先

瀬戸内市総務部契約管財課 TEL 0869-22-3906